

日本行政書士会連合会会長 殿

内閣府男女共同参画局長
武川 恵子（公印省略）

政策・方針決定過程への女性の参画拡大について（依頼）

政府は、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）に基づき、昨年 12 月 25 日に第 4 次男女共同参画基本計画（以下「4 次計画」という。）を閣議決定いたしました。

4 次計画では、政策・方針決定過程への女性の参画拡大について、「社会のあらゆる分野において、2020 年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも 30%程度になるよう期待し、引き続き更なる努力を行う」こととし、その上で、各分野において、あらゆる努力を行えば達成し得る高い水準の目標を設定いたしました。併せて、将来指導的地位へ登用される女性の候補者の層を厚くするため、継続就業やワーク・ライフ・バランス等の環境整備はもちろん、研修・育成を含めた幅広い支援策を大胆に進めていくこととしています。

また、昨年 8 月には、国、地方公共団体及び民間企業等に対し、女性の活躍に関する現状の把握・分析、これらを踏まえた数値目標の設定や人材育成等の取組を含めた行動計画の策定・公表等を義務付ける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成 27 年法律第 64 号）（以下「女性活躍推進法」という。）が成立し、本年 4 月 1 日より完全施行されました。

つきましては、4 次計画につき御理解を賜るとともに、貴組織におかれても、政策・方針決定過程への女性の参画拡大等に向け、女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の実施その他の実効性のあるポジティブ・アクションの導入等に積極的に取り組んでいただくようお願い申し上げます。

また、必要に応じて貴組織の下部団体・機関又は関係各団体・各機関に対しても、4 次計画についての周知をお願い申し上げますとともに、下部団体・機関又は関係各団体・各機関との情報共有や必要なネットワークの形成等にも取り組んでいただくようお願い申し上げます。

第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月25日閣議決定）（抄）

第2分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

<成果目標>

項目	現状	成果目標（期限）
国の審議会等委員等に占める女性の割合		
審議会等委員	36.7% （平成27年）	40%以上、60%以下 （平成32年）
審議会等専門委員等	24.8% （平成27年）	30% （平成32年）
地方公共団体の審議会等委員に占める女性の割合		
都道府県の審議会等委員	30.6% （平成27年）	33.3%（早期）、更に 40%以上を目指す （平成32年）
市町村の審議会等委員	25.6% （平成27年）	30%以上 （平成32年）
独立行政法人等の役職員の各役職段階に占める女性の割合		
部長相当職及び課長相当職	13.5% （平成27年）	15% （平成32年度末）
役員	10.5% （平成27年）	13% （平成32年度末）
民間企業の雇用者の各役職段階に占める女性の割合		
係長相当職	16.2% （平成26年）	25% （平成32年）
課長相当職	9.2% （平成26年）	15% （平成32年）
部長相当職	6.0% （平成26年）	10%程度 （平成32年）
上場企業役員に占める女性の割合	2.8% （平成27年）	5%（早期）、更に 10%を目指す （平成32年）
起業家に占める女性の割合（注5）	30.3% （平成24年）	30%以上を維持 （平成32年）

（注5） 起業家とは、過去1年間に職を変えた又は新たに職に就いた者のうち、現在は自営業主（内職者を除く）である者。

5 その他の分野における女性の参画拡大

施策の基本的方向	
経済団体、労働組合、職能団体、職業団体、NGO、NPO等の団体内部における実効性のあるポジティブ・アクションの導入や各種団体間のネットワークの形成を促進する。	
具体的な取組	担当府省
<p>① 役員登用に自主的なクオータ制を導入するなど女性登用を促進するポジティブ・アクションを実施している職能団体等を参考に、各団体において自主的かつ実効的なポジティブ・アクションが進むよう促す。</p> <p>② 各種団体における女性役員等の登用を促すため、その「見える化」を推進するとともに、表彰や補助金等のインセンティブ付与の在り方について検討を行う。</p> <p>③ 上記のほか、第4分野（地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進）、第5分野（科学技術・学術における男女共同参画の推進）、第6分野（生涯を通じた女性の健康支援）、第10分野（教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進）、第11分野（男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立）、第12分野（男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献）における関連施策を着実に実施し、次の点について女性の参画拡大を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ PTA、自治会・町内会等、地域における政策・方針決定過程への女性の参画拡大 ・ 農業委員会の委員、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等の役員等、農山漁村における政策・方針決定過程への女性の参画拡大 ・ 環境政策に関する各種会議等の構成員等、環境に関する政策・方針決定過程への女性の参画拡大 ・ 研究機関、大学、企業等における女性研究者・技術者の採用促進等、科学技術・学術分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大 ・ 女性医師の仕事と生活の両立や、離職・休職した女性医師の復職を通じた、医療機関、学術団体、職能団体等の関係団体における政策・方針決定過程への女性の参画拡大 ・ 女性の活躍状況の把握・分析、女性の登用等に関する目標の設定、これらに関する情報開示（見える化）を通じた、スポーツ関係団体等における女性の参画拡大 ・ 教育機関や学術関係団体等、学校教育の分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大 ・ 世論形成に大きな影響力を有する放送・新聞・出版業界等における女性の参画拡大 ・ 地方防災会議、復興に関する各種有識者会議の構成員等、防災・復興に関する政策・方針決定過程への女性の参画拡大 ・ 在外公館における主要ポストへの女性の登用や国際機関等における専門職への送り込み、国際的な政策・方針決定過程への女性の参画拡大 	<p>内閣府、厚生労働省、関係府省</p> <p>内閣府</p> <p>関係府省</p> <p>内閣府、総務省、文部科学省</p> <p>内閣府、農林水産省</p> <p>内閣府、環境省</p> <p>内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省</p> <p>内閣府、厚生労働省</p> <p>内閣府、文部科学省</p> <p>内閣府、文部科学省</p> <p>内閣府、総務省</p> <p>内閣府、総務省</p> <p>内閣府、外務省</p>

第4分野 地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進
 <成果目標>

項目	現状	成果目標(期限)
自治会長に占める女性の割合	4.9% (平成27年)	10% (平成32年)
農業委員に占める女性の割合	<ul style="list-style-type: none"> ・女性委員が登用されていない組織数: 644 (平成25年度) ・農業委員に占める女性の割合: 6.3% (平成25年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性委員が登用されていない組織数: 0 (平成32年度) ・農業委員に占める女性の割合: 10%(早期)、更に30%を目指す (平成32年度)
農業協同組合の役員に占める女性の割合	<ul style="list-style-type: none"> ・女性役員が登用されていない組織数: 213 (平成25年度) ・役員に占める女性の割合: 6.1% (平成25年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性役員が登用されていない組織数: 0 (平成32年度) ・役員に占める女性の割合: 10%(早期)、更に15%を目指す (平成32年度)

第5分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進
 <成果目標>

項目	現状	成果目標(期限)
研究者の採用に占める女性の割合 (自然科学系)	自然科学系: 25.4% 理学系: 11.2% 工学系: 8.0% 農学系: 13.8% 医歯薬学系: 24.3% (平成24年)	「自然科学系全体で30%、 理学系20%、 工学系15%、 農学系30%、 医学・歯学・薬学系合わせて30%」 (科学技術基本計画について(答申)を踏まえた第5期科学技術基本計画(平成28年度から32年度まで)における値)
日本学術会議の会員に占める女性の割合	23.3% (平成27年)	30% (平成32年)
日本学術会議の連携会員に占める女性の割合	22.3% (平成27年)	30% (平成32年)

第6分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進

<成果目標>

25歳から44歳までの就業医師に占める女性の割合	30.1% (平成26年)	31% (平成32年)
--------------------------	------------------	----------------

第10分野 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進

<成果目標>

項目	現状	成果目標(期限)
都道府県及び市町村の教育委員会のうち、女性の教育委員のいない教育委員会の数	121 (平成25年)	0 (平成32年)
初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合	15.0% (平成25年)	20%以上 (平成32年)
大学の教員に占める女性の割合		
准教授	22.6% (平成26年)	25%(早期)、更に30%を目指す (平成32年)
教授等 (学長、副学長及び教授)	14.4% (平成26年)	17%(早期)、更に20%を目指す (平成32年)

第11分野 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立

<成果目標>

項目	現状	成果目標(期限)
都道府県防災会議の委員に占める女性の割合	13.2% (平成27年)	30% (平成32年)
市町村防災会議の委員に占める女性の割合	<ul style="list-style-type: none"> ・女性委員が登用されていない組織数:515 (平成26年) ・委員に占める女性の割合:7.7% (平成27年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性委員が登用されていない組織数:0 (平成32年) ・委員に占める女性の割合:10%(早期)、更に30%を目指す (平成32年)

第12分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

<成果目標>

項目	現状	成果目標(期限)
国連関係機関の日本人職員数(専門職以上)	766人 (平成27年)	1,000人以上 (平成37年)